

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月及び6年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで
② 昭和53年7月から54年3月まで
③ 昭和61年8月から62年3月まで
④ 平成2年9月
⑤ 平成6年7月から同年10月まで
⑥ 平成10年4月から11年3月まで

私の国民年金保険料については、できるだけ未納が無いように心掛け、納期限に遅れた分については、連絡があるたびに納付してきたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については1か月、申立期間⑤については4か月と短期間であり、申立人は、申立期間④に続く平成2年10月から3年3月までの期間及び申立期間⑤に続く6年11月から7年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、一緒に納付したとする申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人及びその夫の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びオンライン記録によると、国民年金保険料を過年度納付している期間が複数確認でき、その納付年月日のほとんどが同一であることが確認できることから、申立人及びその夫は一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

一方、申立期間①から③までの期間については、上記名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫の国民年金保険料も未納となっている上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間⑥について、申立人は、納付場所、保険料額及び納付時期等を記憶しておらず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①、②、③及び⑥の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年9月及び6年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月及び5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月
② 平成5年2月

国民年金保険料は、亡夫が口座振替で夫婦二人分を納付しており、振替できない時は送られてきた納付書により金融機関で納付していたので、申立期間だけが未納とされていることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間はそれぞれ1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料を全て納付している。

また、オンライン記録の納付年月日から、申立人とその夫は、昭和62年6月頃に国民年金保険料の口座振替を開始したものとみられ、申立人は、「振替できない時は送られてきた納付書により金融機関で納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録によれば、残高不足等で振替できなかったと考えられる期間の保険料については、後日納付されることが確認できること、及び申立期間のうち平成4年12月の保険料は、申立人の夫は納付済みとされていることを踏まえると、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から8年3月まで

私の国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の保険料が未納であるとの回答をもらった。

昭和62年頃には、病気療養のため1年程度は未納の期間があるが、その後は毎月金融機関で納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間である上、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立期間についても、納付書が発行され、保険料を納付することが可能であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間直後の平成8年4月の保険料を、同年4月25日に納付していることが確認できるが、その時点で納付可能であった申立期間の保険料を未納にしたまま同年4月の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が納付したとしている保険料の金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化はみられないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 44 年 8 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 40 年頃に A 市 B 地区に転居した際に、その住居の近くにあった A 市 C 支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、その支所の職員が集金に来てくれて納付していた。同市 D 地区に転居してからは妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間について国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 3 月 17 日に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認できることから、44 年 9 月から平成 9 年 8 月までの国民年金保険料は、申立期間②を除き全て納付されている。

また、オンライン記録によれば、平成 22 年 5 月 6 日に、申立期間②の前年度（昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間）の納付記録が未納期間から納付済期間へと記録訂正されている上、22 年 11 月 24 日に、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間についても未納期間から納付済期間へと記録訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間②の前後の国民年金保険料は現年度納付されているところ、当該期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻が、当該

期間の保険料だけを納付しなかったというのも不自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、当該期間後の昭和 44 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を、49 年 12 月 24 日に特例納付しているが、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は 44 年 9 月 10 日とされており、申立期間①は未加入期間として取り扱われていることから、制度上、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 46 年 3 月 17 日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、その前後の期間と同様に銀行で納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和45年10月31日以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間の前後の期間の国民年金保険料がおおむね3か月ごとに納付されている上、申立人は、申立期間当時、申立人の父親の経営する事業所で働いており、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月15日の標準賞与額の記録を43万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

私は、A社に平成22年3月31日まで勤務したが、17年7月15日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録が漏れているので、年金記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年7月分の賞与の支給控除一覧表及び申立人が所持する同年7月15日の賞与支払明細書により、申立人は、同年7月15日において、43万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月16日）に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行ったが、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月15日の標準賞与額の記録を22万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

私は、A社に平成18年3月31日まで勤務したが、17年7月15日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録が漏れているので、年金記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年7月分の賞与の支給控除一覧表及び申立人が所持する同年7月15日の賞与支払明細書により、申立人は、同年7月15日において、22万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年12月16日）に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行ったが、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、昭和 53 年 3 月及び同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 16 万円、同年 6 月は 17 万円、同年 7 月は 19 万円、同年 8 月は 16 万円、同年 9 月は 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 社に勤務していた昭和 53 年 3 月から同年 9 月までの厚生年金保険料の控除額が、ねんきん定期便の控除額と違うので、厚生年金保険の記事を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する給料明細において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和 53 年 3 月及び同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 16 万円、同年 6 月は 17 万円、同年 7 月は 19 万円、同年 8 月は 16 万円、同年 9 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業

主に照会したものの回答は得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月31日から同年2月1日まで

私は、平成8年3月にA社に入社し、20年1月31日まで勤務していたが、同社での厚生年金保険の資格喪失日が同年1月31日となっており、勤務実態と相違しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書、A社が保管する申立人に係る給与明細書及び社員名簿並びに事業主の証言により、申立人は、申立てに係る事業所に平成20年1月31日まで継続勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成19年12月のオンライン記録及び給与明細書の保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人に係る資格喪失日が平成20年1月31日となっている上、事業主も資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成2年10月から同年12月までは30万円、3年1月から同年3月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年4月1日まで

私は、平成2年5月に、A社B工場に工場長代理として入社し、同年10月には工場長に昇格したと記憶しているが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額に相違があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社が保管する申立人の給与台帳及び申立人が保管する給料支給明細記録簿において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成2年10月から同年12月までは30万円、3年1月から同年3月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和52年4月1日にA社からグループ企業であるC社へ出向した。それに伴って厚生年金保険もA社からC社へ変わったが、A社での資格喪失日を同年4月1日とすべきところ、同年3月31日と届け出たようだ。

昭和52年3月分だけ保険料を控除されていないということは考え難いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年2月のオンライン記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、同社が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和52年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に

係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月1日から46年1月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA社に入社し、会社は合併による社名変更があったが、継続して勤務し現在に至っている。

しかし、厚生年金保険の加入履歴をみると、昭和45年12月1日から46年1月1日まで1か月の漏れがあるので、この期間について調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B社及び複数の同僚の回答から、申立人がA社に継続して勤務し（A社C支店から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当時の同僚が、申立人は、昭和46年1月1日にA社C支店から同社D営業所に異動したと回答していることから、同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和44年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月2日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社本社で昭和44年3月2日資格喪失、同社C支社で同年4月1日資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。勤務は継続しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が作成した申立人に係る在籍期間証明書、略歴書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記在籍期間証明書及び略歴書によると、昭和44年3月1日にA社C支社に異動となっているところ、申立人は、同年3月2日に同社C支社D課に配属されたと述べており、オンライン記録においても、同社本社の資格喪失日は同年3月2日であることから、申立人の同社C支社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和39年5月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月27日から同年6月2日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社D出張所で昭和39年5月27日資格喪失、同社C営業所で同年6月2日資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。勤務は継続しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が作成した申立人に係る在籍証明書、人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社D出張所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記在籍証明書及び人事記録によると、昭和39年4月15日にA社C営業所に異動となっているところ、オンライン記録における同社D出張所の資格喪失日は、同年5月27日となっていることから、同社C営業所の資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C営業所における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年11月29日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月29日から13年2月1日まで

私は平成9年5月12日からA社に勤め、12年11月28日に解雇（平成12年12月27日付けで郵送されてきた解雇通知書での解雇日は13年1月31日）されたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は13年2月1日とされていた。そこで17年5月30日にB社会保険事務所（当時）に相談に行き、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の確認を依頼した。

ところが、当該社会保険事務所と当該事業所が私に無断で厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成12年11月29日に変更したことから、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となってしまったので、被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳兼源泉徴収簿から判断すると、申立人は、当該事業所に平成9年5月12日から12年11月30日まで継続して勤務し、同年11月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成12年11月の標準報酬月額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿の厚生年金保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は当該期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年12月1日から13年2月1日までの期間について、当該事業所では、申立人の当該期間における勤務実態は無いとして当該期間の給与を支払っておらず、厚生年金保険料を控除していないとしているほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、平成13年2月1日とされていたが、17年8月30日付けで資格喪失日が12年11月29日に訂正されていることが確認できるところ、日本年金機構C事務センターでは、申立人から資格喪失日が相違しているとの申出を受けて、申立人の当該事業所における勤務実態等を調査の上、資格喪失日を同年11月29日に訂正したものと思われる旨回答している。

これに関し、申立人は、前記訂正処理は申立人の意思に基づくものではなく、事業主の平成13年1月31日をもって解雇するという解雇通知書は不正の目的で出されたものであること、また、後に申立人と事業主との民事裁判で申立人の資格喪失日を同年2月1日とする旨の和解が成立したことなどに照らしても前記訂正処理は取り消されるべきであると主張している。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、年金記録に係る確認申立てについて、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無等に係る事実認定に基づいて記録訂正の要否を判断することを任務としており、例え裁判上の和解があったとしても、厚生年金保険料の控除の事実が認められないものについての記録の訂正は、当委員会の任務ではない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成19年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ19万円及び23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年7月20日
② 平成19年12月20日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所(当時)への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与支給時に控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、同年7月20日及び同年12月20日において、19万円及び23万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成22年9月14日)に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成18年12月20日の標準賞与額に係る記録を35万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与支給時に控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、同年12月20日において、35万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月14日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成18年12月20日、19年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ90万5,000円、59万9,000円及び88万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年7月20日
③ 平成19年12月20日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与支給時に控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成18及び19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、18年12月20日、19年7月20日及び同年12月20日において、90万5,000円、59万9,000円及び88万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効に

より消滅した後（平成 22 年 9 月 14 日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成18年12月20日、19年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ70万1,000円、142万7,000円及び111万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年7月20日
③ 平成19年12月20日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与支給時に控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成18及び19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、18年12月20日、19年7月20日及び同年12月20日において、70万1,000円、142万7,000円及び111万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効に

より消滅した後（平成 22 年 9 月 14 日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成18年12月20日及び19年12月20日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ57万円及び10万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年12月20日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所(当時)への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与支給時に控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成18及び19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、18年12月20日及び19年12月20日において、57万円及び10万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成22年9月14日)に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成19年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ19万円及び21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年7月20日
② 平成19年12月20日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所(当時)への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与支給時に控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、同年7月20日及び同年12月20日において、19万円及び21万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成22年9月14日)に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 9 日から 39 年 10 月 11 日まで
A社を退職した際に脱退手当金を受給した記憶は無く、退職金ももらっていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人は、A社を退職した後の昭和 44 年に婚姻しているが、当該被保険者証は、氏名が旧姓で、再交付の押印も無いことから、同社で厚生年金保険に加入した際に発行されたものと考えられる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後約 2 年以内に退職している従業員の中で、当該事業所を最終事業所とした脱退手当金の受給記録のある者は申立人だけであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

宮城国民年金 事案 1312

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月及び同年 8 月

勤務先を退職した直後の昭和 63 年 7 月に国民年金に加入し、次の職場に就職するまでの 2 か月間、国民年金保険料を納付していたのに未納とされている。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した直後の昭和 63 年 7 月に国民年金に加入したと主張しているが、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、「昭和 59 年 11 月 7 日新規取得」、「昭和 63 年 9 月 21 日資格喪失」、「平成 12 年 4 月 1 日再取得」、「平成 12 年 5 月 8 日資格喪失」の資格得喪記録の処理が、平成 12 年 6 月 26 日にまとめて行われていることが確認できることから、申立人は、同年 6 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

なお、申立人は、昭和 58 年 4 月 1 日から 63 年 7 月 1 日までの期間は共済組合に加入していたことから、オンライン記録上、平成 22 年 3 月 1 日に、国民年金被保険者資格の取得日が昭和 59 年 11 月 7 日から 63 年 7 月 1 日に訂正処理されている。

また、申立期間は基礎年金番号導入（平成 9 年 1 月）以前であることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年3月まで
生活費は夫から渡されるお金で賄っていたが、私の国民年金保険料は、内職で得た自分の収入で納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に居住していたA町（現在は、B町）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び現在居住しているC市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、申立人は、昭和56年4月16日に任意加入による国民年金被保険者資格を喪失してから61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまでの間、国民年金に加入した記録は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 8 日から 38 年 1 月 15 日まで

私は、昭和 37 年 3 月 8 日から 38 年 1 月 15 日まで、A社とB国の企業の合弁会社が所有する船舶Cに乗り組んだ。

社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、その期間が未加入期間となっていたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している乗船証明書により、申立人が申立期間において船舶Cに乗り組み、漁に従事したことが確認できる。

しかし、船舶法第4条に、「日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船籍港ヲ定メ其船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請スルコトヲ要ス」とされているところ、上記証明書によれば、船舶Cの船籍港がD港（B国の地名）とされていることから、当該船舶は日本船舶ではなかった。

また、申立人が所持している船員手帳に申立期間の乗船記録が記載されていないことについて管轄地方運輸局に照会したが、「日本船舶に船員として乗船すれば、船員手帳にはその記録が記載される。船舶Cが日本船舶ではなかったために、申立人が船員法第1条第1項に規定する船員に該当しなかったものと思われる。」と回答しており、同項では、「この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の命令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。」と規定されているところ、船員保険法第17条においては、「船員法第1条ニ規定スル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス」と規定されていることから、当該船舶に乗船した期間については、申立人は、船員法上の船員に該当し

なかったために船員保険を適用されなかったものと考えられる。

さらに、E組合に照会したところ、申立人が同組合に加入したのは昭和41年6月1日とされていることから、申立期間当時の状況について確認できない上、同組合は、「国外に登録された船舶に乗船した場合は、当時は船員保険法の適用除外であった。」と回答しており、外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険法の適用については、社会保険庁医療保険部船員保険課長通知（昭和51年4月1日付け庁保発第7号）により、51年4月1日から船員保険の被保険者として取り扱われることとなっている。

加えて、申立人が同僚として挙げている当時の船長ほか1名の船員保険加入記録を確認したところ、申立人と同様に未加入となっており、申立期間において船員保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1900 (事案 1018 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月頃から32年7月1日まで
② 昭和32年10月頃から33年1月3日まで

私は、昭和31年4月頃から32年8月頃までの期間、A社に臨時社員として勤務したが、厚生年金保険の加入は同年7月1日からとなっており、申立期間①が未加入期間となっていることに納得できない。

また、昭和32年10月頃から33年2月頃までの期間、B社に勤務したが、厚生年金保険の加入は同年1月3日から同年2月23日までの期間となっており、申立期間②が未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の記憶及び同僚の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、i) 当該事業所は申立期間当時、臨時社員として一定期間内に入社した者を昭和32年7月1日にまとめて厚生年金保険に加入させたものと考えられること、ii) 複数の同僚は、「申立期間当時、臨時社員であった者は、長期間厚生年金保険に加入していなかった。」と述べていること、iii) 申立期間中の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらないこと、iv) 当該事業所では「申立期間当時の資料は保存していないため当時の状況は不明である。」としており、厚生年金保険の加入状況等について確認することができないことなどから、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできないと決定し、同決定に基づき、平成 21 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間②に係る申立てについては、同僚の証言から、申立人が B 社に勤務していたことは推認できるものの、i) 同僚は、「申立期間当時は 3 か月程度の試用期間があった。」と述べており、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得は入社 3 か月後であることが確認できること、ii) 申立人自身も臨時社員として入社し、勤務期間は 5 か月であったと記憶していることから、申立期間については試用期間であったものと考えられること、iii) 申立期間中の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらないこと、iv) 当該事業所では「申立期間当時の資料は保存していないため、当時の状況は不明である。」としており、厚生年金保険の加入状況等について確認することができないことなどから、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないと決定し、同決定に基づき、平成 21 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、今回、再申立てを行っているが、申立人から厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料の提出は無く、申立期間①及び②について、これまで収集した関連資料及び周辺事情を基に再検証を行ったが、新たに判明した事実は無い。

このほか、申立期間①及び②について委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで

私は、短期大学卒業後の昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月末まで、A 社に勤務した。

ねんきん定期便によると、当時の標準報酬月額は 3 万円から 3 万 6,000 円となっているが、私の記憶では月額 10 万円前後の給料だったと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における標準報酬月額が 3 万円から 3 万 6,000 円ではなく、10 万円前後であったとして申し立てている。

しかし、事業主は、「入社と退社の記録は保管しているものの、当時の社会保険関係書類は全て処分しているため不明であるが、申立人の報酬月額は当時の新卒初任給相場と大きな差は無いと思われる。」と回答しており、「新規学卒者の産業、学歴、男女別平均初任給額」（総務省統計局データ）によると、昭和 46 年の短大卒（女性）の初任給額は、3 万 7,000 円で、10 万円を超えた時期は 56 年以降となっていることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚の申立期間当時の標準報酬月額は 3 万 3,000 円となっており、申立人とほぼ同じ水準である上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した当時 18 歳から 20 歳までの者の標準報酬月額は 3 万円から 3 万 3,000 円であり、前年に入社した社員の標準報酬月額においても 2 万 8,000 円から 3 万円であったことが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に不備は無く、遡って標準報酬月額が訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 3 月 1 日から 55 年 3 月末日までの期間、A社B営業所に勤務した。業務中に追突事故に遭い、C地区のD病院に入院したが、その間の生活補償等は、会社が手続を行ってくれた。当時の健康保険は、社会保険加入と記憶しているが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立てに係る事業所における労働組合の組合員名簿（昭和 54 年 9 月 30 日現在）及び同僚の証言から、申立人が申立期間の一部について、A社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 43 年 10 月 1 日から 57 年 3 月 21 日までの期間、厚生年金基金に加入しているところ、企業年金連合会に申立人の当該事業所に係る厚生年金基金加入記録を照会したが、加入記録は確認できなかった。

また、申立人が記憶する同僚の氏名は、姓のみであるため特定することができず、申立人の勤務状況等について証言を得ることができない上、A社は、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の当時の資料は保存していないとしていることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除等は確認できなかった。

さらに、当該事業所が申立期間当時加入していた健康保険組合は、平成 15 年に解散していることから、申立人に係る健康保険の加入記録を確認することができない上、申立人が追突事故により入院したとするD病院は、申立人が記憶する所在地内に同名称の病院があったことが確認できたもの

の、元年1月31日に廃止になっていることから、申立人が利用した保険の種別等は確認できなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 14 日から 48 年 6 月 21 日まで
私は、昭和 47 年 9 月 14 日から 48 年 6 月 20 日までの期間、A 社に勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及びA社の回答から、勤務期間の特定までには至らないが、申立人が申立期間の一部については当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚7名に照会したところ、回答のあった5名のうち、勤務開始時期と厚生年金保険の加入時期の対比ができる3名のうち2名は、記憶している勤務開始時期から厚生年金保険の加入までに8か月から29か月を要していることから、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立人が記憶している同僚2名は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において氏名が見当たらない。

さらに、当該事業所は、申立人は確かに勤務していたことがあったが、人事記録や賃金台帳等の資料は廃棄していると回答していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除等は確認できなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、「健保番号」に欠番も無い。

なお、申立人は、雇用保険の加入記録によると、申立期間のうち昭和48年4月7日から同年5月4日までの期間は、B社において記録が確認

できることから、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、当該期間において、申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 4 日から 14 年 4 月 1 日まで
私の平成 13 年 8 月 1 日から 14 年 3 月 31 日までの期間の給与について、会社から税金、健康保険料及び厚生年金保険料等が控除された額が銀行に振り込まれていたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の回答から、申立人が申立期間について当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時の厚生年金保険法第9条では、「適用事業所に使用される65歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」とされているところ、オンライン記録によると、申立人は、上記規定のとおり平成13年に65歳に到達したため、厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、14年4月1日に同資格を再取得していることが確認できるが、これは、12年の同法改正（平成14年4月1日施行）により、上記規定が「適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」となったことによるものと考えられることから、申立期間当時は、厚生年金保険の被保険者ではなかったとする申立人の記録に不合理な点は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
② 昭和 60 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで
③ 平成元年 12 月 1 日から 2 年 9 月 1 日まで
④ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
⑤ 平成 9 年 9 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで
⑥ 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①から④までについてはA社に、申立期間⑤及び⑥についてはB社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。

「厚生年金加入記録のお知らせ」で標準報酬月額を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬よりも少ないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間①から④までに係る給与支給明細票並びに申立期間⑤及び⑥に係る給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録上の

申立人に係る標準報酬月額記録と一致している。

申立期間①から④までについて、A社に照会したところ、同社は当時の厚生年金保険に係る届出書類が無いため不明であると回答しているところ、同社が保管する申立人の人事記録票により確認できる給料及び各種手当の額は、申立人が所持する給与支給明細票の額と一致していることが確認できる。

申立期間⑤及び⑥について、B社に照会したところ、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成6年、7年、8年、11年及び14年分）及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（平成9年9月分）に記載されている標準報酬月額が、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、各申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、標準報酬月額を遡及訂正するなどの不自然な記録は見当たらない。

このほか、各申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月10日から20年8月15日まで
私は、昭和20年8月15日までA地区にいた。申立期間も船舶Bで船員保険に加入していたので、船員保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人と同郷でありA地区で別の船舶所有者の船に乗っていた者の証言から、申立人がA地区で船舶に乗っていたことは推認できる。

しかしながら、申立期間の直前において、申立人の船員保険の加入記録があるC社が所有する船舶Bの船員保険被保険者名簿には「昭和19年8月*日本船沈没セリ」の記載があり、昭和19年8月以降当該船舶において船員保険に加入している者は見当たらない。

また、C社は「B」という名称の船舶を複数所有しているが、申立期間について、船舶B及びそれ以外の「B」という名称の船舶に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、同社は昭和26年7月23日に解散しているため、当時の状況について確認することができない。

さらに、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿において氏名を確認できる者について加入記録を確認したが、申立期間に船員保険に加入している者は見当たらない。

加えて、申立人と同郷の者が、A地区で申立人と一緒の船舶に乗っていたとして名前を挙げた2名についても、申立期間において船員保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで

私は、A社に昭和 29 年 4 月 1 日に採用され、その後、同社の事業主の親族が設立したB社に転籍し、42 年 4 月 27 日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人は、A社及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①について、オンライン記録によれば、A社は昭和 33 年 7 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、35 年 6 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①のうち 33 年 7 月 11 日から 35 年 5 月 31 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人に係る資格喪失年月日の欄に「昭和 31 年 12 月 1 日」、喪失事由として「退職」の記載があり、備考欄には「証返納済」のゴム印が押されているほか、記録の遡及訂正等の不自然な記録は見当たらない。

さらに、上記名簿によれば、申立人と同様に複数の者が昭和 31 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間①当時、事業主が何らかの事情により資格喪失の手続を行ったことがうかがえる。

加えて、申立期間①も継続して勤務していたと回答している元同僚の厚

生年金保険の加入記録を確認したところ、当該期間を含む昭和 31 年 12 月 1 日から 36 年 6 月 1 日までの期間は厚生年金保険に未加入となっている。

申立期間②について、オンライン記録によれば、A 社は昭和 39 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B 社は 40 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②のうち 39 年 11 月 1 日から 40 年 1 月 31 日までの期間は、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社及び B 社の当時の事業主及び役員は、既に死亡していることから、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 48 年 11 月まで
厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

A社のB店及びC店で働いたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚のうち1人から、申立人と一緒に勤務した旨の回答を得ており、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記同僚は、昭和 45 年から当該事業所に勤務していたと回答しているところ、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、47 年 5 月 1 日資格取得となっている上、申立人が当該事業所に勤務し始めた時の上司だったとする者は、同年 7 月 20 日資格取得となっている。

これらのことから、当該事業所では、必ずしも従業員全員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、長い場合には2年程度厚生年金保険に加入させないこともあったことがうかがわれる。

また、雇用保険の記録においても、当該事業所での加入記録が見当たらない。

さらに、当該事業所では、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料が保管されておらず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
申立期間は、A社のB出張所に勤務しており、出産後も働きたいとお願いしたが一方的に辞めさせられた。
退職後すぐに国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していたので、脱退手当金を受給するはずがない。
申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 42 年 4 月 1 日）から約 1 か月後の昭和 42 年 5 月 4 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日の前後 3 年以内に資格を喪失し、かつ 3 か月以内に再取得していない女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たす 4 人について調査したところ、申立人を含む 3 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち、申立人の後任として勤務した者は、「会社が手続をし、脱退手当金を受け取った。」と回答していることから、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 1 月 4 日まで

私は、昭和 53 年 12 月 1 日から会社が閉鎖された 54 年 12 月 31 日まで A 社に勤務し、同社に在籍中は B 社 C 支店に出向していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を A 社での厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 社以外の会社から B 社 C 支店に出向していた同僚の証言から、申立人が申立期間に A 社から B 社 C 支店に出向していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の A 社における雇用保険の資格取得日は昭和 54 年 1 月 4 日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致しているところ、当時の A 社の社会保険担当者は、「雇用保険と厚生年金保険の加入日が一致しているのであれば、申立人は、その日に正式入社となり、申立期間は正社員ではなかったと思われる。」としており、複数の同僚も、「正社員として在籍していながら、厚生年金保険に加入させないということはなかった。」と証言している。

また、申立人と一緒に出向していた同僚は、「当時、A 社と B 社では、出向者の管理がうまくいっていなかったようなので、申立人の厚生年金保険や雇用保険の手續に滞りがあったのではないか。」と述べている。

さらに、A 社は、昭和 54 年 12 月 31 日に解散しており、当該事業所の資料を引き継いだ可能性がある B 社及び D 社に照会したところ、両社共に当該事業所の資料を引き継いだかどうかは不明であり、その資料も無いとしており、元事業主の所在も不明であることから、申立期間に係る申立人

の厚生年金保険の加入の有無については確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月30日から同年9月2日まで
② 昭和32年9月9日から同年10月10日まで
③ 昭和33年2月28日から同年3月6日まで

私は、昭和26年5月から33年3月まで（昭和29年5月から同年7月までを除く。）船舶所有者A氏の従業員として、漁船に乗っていた。申立期間については、船員手帳に雇入れ、雇止めの記載がある以上船員保険に加入することが義務だと思う。

申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人から提出された船員手帳によると、申立人が各申立期間において、船舶所有者A氏の船舶に乗っていたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者A氏は、既に死亡しており、その長男も、「50年以上も前のことで、当時の資料が無く、船員保険の加入状況等については、不明である。」と回答している。

また、各申立期間に申立人と一緒に乗船していたと思われる同僚6名に照会したところ、3名は申立人を覚えているが、申立人の乗船期間を特定するまでの証言は得られなかった。

さらに、各申立期間当時の船長、無線局長及び機関長は、既に死亡していることから、各申立期間当時の船員保険の加入状況等について証言を得ることができない。

加えて、申立期間③については、オンライン記録において、申立人と同様に昭和33年2月28日に船員保険の被保険者資格を喪失している同僚が

2名確認できるところ、このうち1名は船員手帳では、申立人と同様に同年3月6日に雇止めになっているとしている。

なお、各申立期間に係る当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、各申立期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 12 月まで
私は、A社の事務所に行ったことは無いが、A社の社長に誘われ、社長と従業員の3人で場作業に従事した。
申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA社は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらず、申立人は、当該事業所について、事業主のほかに従業員は2人であったとしていることから、申立期間当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所ではなかったと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和59年5月1日から60年11月30日までの期間について、申立人は、申立期間の直前に厚生年金保険の加入記録があるB社における雇用保険の被保険者期間となっていることが確認できるところ、このことについて申立人は、「B社には、確かに一度辞めてからもう一度勤務した。」と述べているため、当該事業所におけるオンライン記録を確認したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の記憶が曖昧であり、事業主及び同僚の名前を覚えていないため、当時の状況についての証言を得ることができず、勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 11 日から 41 年 4 月 11 日まで

私は、昭和 40 年 2 月 15 日から 41 年 4 月 11 日まで A 社に勤務していたが、40 年 4 月 11 日から 41 年 4 月 11 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社の前身である B 社（C 市に所在）に 39 年 7 月に入社し、40 年 2 月 15 日に社名を A 社に変更し、本社の D 市への移転に伴って、私も引き続き A 社に勤務していた。41 年 10 月に E 市で結婚したが、結婚する年まで同社に勤務していたことを記憶しており、それ以前と同様に給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の証言により、退職時期は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の本店所在地を管轄する法務局に照会しても該当するとみられる商業法人登記が見当たらず、申立期間当時の代表取締役も亡くなっていることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無を確認することができなかった。

また、申立人と同様、B 社当時から継続して A 社において厚生年金保険被保険者資格を有している同僚に照会しても、回答のあった 10 人中 9 人は申立人を知らないと回答しており、申立人を知っていると回答のあった 1 人も、申立人が退職した時期までは覚えていないとしている。

さらに、申立人は、A 社が厚生年金保険の適用事業所となつて間もない昭和 40 年 4 月 11 日に被保険者資格を喪失しているのは不自然であるとし

ているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様の時期に被保険者資格を喪失している者が申立人以外に7人確認でき、同被保険者名簿の資格喪失年月日の記録とオンライン記録は合致している上、当該資格喪失年月日の記載に訂正等も確認できず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人は、結婚した年の4月まで在籍していたとしているところ、戸籍上、申立人が昭和41年10月に結婚したことは確認できるものの、申立人が同年4月11日までA社に在籍していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月 1 日から平成 8 年 6 月 1 日まで
② 平成 8 年 6 月 1 日から 13 年 4 月 26 日まで

A社に勤務した昭和 60 年 5 月 1 日から平成 8 年 6 月 1 日までの期間及びB社に勤務した同年 6 月 1 日から 13 年 4 月 26 日までの期間の標準報酬月額が、当時の給与支給額より低額となっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

B社に勤務していた平成 13 年 3 月分の給与明細書のみ保管してあるが、手帳に当時の給与支給額を記載したメモがあるので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたメモに記載されている給与支給額は、26 万円から 57 万円であり、国（厚生労働省）に記録されている標準報酬月額（24 万円から 34 万円）との差異が認められる。

しかし、A社は、当時の関係資料は保存期限経過のため無いが、申立人の給与から控除した厚生年金保険料額は、社会保険事務所（当時）が決定した標準報酬月額に基づき計算した保険料額であるとしている。

また、A社が加入している厚生年金基金における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、オンライン記録において、申立人のA社における記録に標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない上、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人から提出されたメモに記載されている給与支給額は 66 万円から 105 万円であり、国（厚生労働省）に記録されている標準報酬月額（34 万円から 56 万円）との差異が認められる。

しかし、申立人が提出した平成 13 年 3 月分給与明細書において控除されている厚生年金保険料額は、国（厚生労働省）が記録している標準報酬月額から算出された保険料額であり、前述のメモに記載されている給与支給額から算出された保険料額ではないことが確認できる。

また、当時の従業員のうちの一人が保管する B 社における平成 13 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から、控除された厚生年金保険料額は前述のメモに記載されている給与支給額から算出された保険料額ではないことが推認できる。

さらに、当時の従業員のうち、ほかの一人は、当時の保険料控除額が確認できる給与明細書等は所持していないものの、「当時の取締役から、皆さんの給料の手取額を多くするため保険料を低くしていると言われたことがある。」と述べていることから、申立てに係る事業所は、従業員に支払った給与支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていたと推認され、また、厚生年金保険料については、国（厚生労働省）に記録されている標準報酬月額に基づき算出した額を従業員の給与から控除していたことがうかがわれる。

加えて、B 社は、平成 18 年 11 月 25 日に解散し、19 年 1 月 27 日に清算終了しており、i) 創業者であり申立期間②当時の代表取締役は既に亡くなっていること、ii) 申立期間②当時のもう一人の代表取締役及び解散時の代表取締役はいずれも当時の申立人に係る厚生年金保険料控除等については不明であるとしていること、iii) 解散時の代表清算人は申立期間②当時の関係資料は廃棄済みであるとしていることから、申立期間②当時の厚生年金保険料控除等について確認することができない。

このほか、B 社が加入している厚生年金基金における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、給与支給額に基づく標準報酬月額ではないことが確認できる上、オンライン記録において、申立人の B 社における記録に標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月30日から同年10月1日まで

私は、A事業所で臨時職員を経て平成5年10月1日に正規職員として採用され、引き続き同事業所に勤務してきたが、国の記録をみると、同年9月30日に厚生年金保険被保険者資格が喪失しており、1か月の未加入期間が生じている。正規職員として採用されるまで同じ事業所で空白期間なく勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を同年10月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「日額臨時職員、時給臨時職員職種等内訳書」により、申立人は、申立期間について、同事業所において臨時職員としての勤務期間（平成5年6月21日から同年12月10日まで）中であったことが確認できる。

しかし、A事業所では、申立人の臨時職員としての勤務期間に係る人事記録、退職届及び賃金台帳等の資料は保存期間経過のため保管しておらず、申立人の臨時職員の退職年月日及び給与からの厚生年金保険料控除の有無等を確認することができなかった。

また、A事業所では、臨時職員としての勤務期間中に同職員を正規職員として採用する場合の取扱いについて、申立期間当時のことは承知していないとしながらも、「現在は、正規職員としての発令日以前に退職届の提出を求め、正規職員としての発令日までの間に一定の空白期間（5日程度）を設けている。」と述べている上、同事業所から提出された申立人の正規職員の辞令及び正規職員として採用した当時の申立人の「履歴書」により、A事業所での臨時職員としての勤務期間の終期が平成5年9月29

日と確認できることから、臨時職員としての勤務期間の途中である同日に退職し、同年10月1日付けで正規職員として採用され、同年9月30日は勤務していなかったものと推認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人がA事業所において臨時職員から正規職員として平成4年7月1日に採用されたことを記憶している同僚は、申立人と同様に、正規職員として採用される前日の同年6月30日に、同事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の記録において、A事業所における離職日は、平成5年9月29日となっており、厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録と合致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで
② 昭和 57 年 7 月 21 日から 58 年 4 月 26 日まで

私は、昭和 50 年 9 月から 56 年 8 月まで A 社で勤務し、社会保険関係や経理事務をしており、毎年昇給し、1 万円から 1 万 5,000 円ほど金額は上がっていたと記憶しているが、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 10 万 4,000 円から 9 万 8,000 円に下がっていることに気付いた。

また、昭和 57 年 7 月から 58 年 4 月まで B 社（現在は、C 社）で事務員として勤務しており、在職当時の給与は 13 万円の給与であったと記憶しているが、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は 11 万円となっている。

標準報酬月額を当時の給与に基づく金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、毎年 1 万円から 1 万 5,000 円ほど給与は上がっていたと主張しているものの、A 社において被保険者であったことが確認できる者 10 名に照会し、回答があった 5 名全員が、毎年昇給していたわけではなかったと回答している。

また、当該期間を含む期間に当該事業所で 3 年以上勤務している被保険者が 14 名おり、当該被保険者の標準報酬月額の推移を確認したところ、毎年増額している者は 3 名で、標準報酬月額が減額になっている期間がある者が 4 名、同額である期間がある者が 7 名確認できる。

さらに、当該事業所の当時の事業主も死亡しており、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない上、申立人に

係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額がオンライン記録と一致し、不自然な訂正等も見当たらない。

申立期間②については、C社が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書」によると、申立人がB社において被保険者資格を取得した昭和57年7月21日の標準報酬月額が11万円であることが確認できる。

また、当該期間において当該事業所で被保険者であった者1名が、昭和57年のものであると思われる4か月分の給与明細書及び賞与における明細書と同年の「給与所得の源泉徴収票」を所持しており、当該4か月分の給与明細書の給与総額は、オンライン記録における当該被保険者の標準報酬月額と一致しているとともに、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額と4か月分の給与明細書における「社保計」等から推計した標準報酬月額はおおむね一致していることから、当該事業主は、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していたと認められる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額はオンライン記録と一致し、不自然な訂正等も見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が申立てどおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 2 月 22 日から同年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、船舶 A での船員保険の加入期間が昭和 27 年 8 月 1 日からとなっていた。

しかし、船員手帳には、昭和 27 年 2 月 22 日に雇入れとあり、同年 8 月以降、私以外の船員は全員交代したことを記憶している。

船員手帳以外に資料は無いが、船員保険に未加入のまま危険度の高い漁に行ったとは考えられないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚 1 名の証言及び申立人が所持する船員手帳により、申立人が船員として船舶 A に乗船したことは推認できる。

しかし、船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載は、船員法において、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性を確認するためのものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、申立人が一緒に乗船したとする同僚 3 名は、船舶 A の船員保険被保険者名簿に氏名があるが、資格取得日は昭和 26 年 10 月 1 日及び同年 12 月 1 日となっており、申立人の船員手帳における雇入日と異なり、同船舶の船員保険被保険者名簿では 27 年 2 月 19 日から同年 7 月 31 日までの期間に資格を取得している被保険者は見当たらない。

さらに、船舶 A の船長名で、申立期間を含む昭和 26 年 10 月 1 日から 27 年 11 月 1 日までの期間に船員保険に加入している者は、連絡先が不明のため、申立人に関する証言を得ることができない。

加えて、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和27年8月1日に資格を取得したとされ、申立期間における加入記録は確認できない。

このほか、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月30日から32年12月頃まで
昭和23年4月から32年12月頃まで、A事業所に正職員として勤務した。

平成22年5月に、当該事業所での昭和23年4月1日から24年5月30日までの厚生年金保険被保険者期間が判明したが、32年頃まで勤務したことは間違いないので納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（昭和24年6月1日にB事業所、27年4月1日にC事業所に名称変更）の業務を承継しているD事業所が保管している申立人に係る「勤務記録カード」によれば、申立人は、昭和23年3月31日にA事業所に採用され、31年9月30日にC事業所を退職していることが確認できる。ところ、A事業所は、昭和24年6月1日に行政機関としてのB事業所となり、申立人は、同日に同事業所の職員として発令され共済組合員の資格を取得している。

また、当該事業所は、昭和24年5月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚4名の氏名が、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に確認できるが、4名共に厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、申立人と同様、昭和24年5月30日となっており、うち3名はオンライン記録に氏名が見当たらず、残り1名についても申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 10 日まで
② 昭和 29 年 6 月 10 日から 34 年 3 月 10 日まで

昭和 29 年 4 月 1 日に、A 地区にあった「B 社」に入社し、同年 6 月 10 日まで勤務した。福利厚生はしっかりしていたと思うし、健康保険証を受け取った記憶がある。

昭和 29 年 6 月 10 日から 34 年 3 月 10 日までは、C 地区にあった「D 社」に勤務した。当時の身分証明書を所持しており、勤務していたことは間違いない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業所記号番号払出簿及びオンライン記録からは、申立人が勤務したとしている A 地区に所在する「B 社」が、厚生年金保険の適用事業所となっていたことは確認できない。

また、「B 社」の名称で当該期間に厚生年金保険の適用事業所となっている A 地区が所在する県内の 4 事業所について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を調査したが、申立人の氏名は見当たらない上、申立人が述べていた当該事業所の事業主及び一緒に入社した同僚 3 名の姓も見当たらない。

さらに、申立人は、事業主及び同僚 3 名の姓しか覚えておらず、連絡が取れないことから申立人の勤務実態等を確認することができない。

申立期間②について、事業所記号番号払出簿及びオンライン記録からは、申立人が勤務したとしている C 地区に所在する「D 社」が、厚生年金保険の適用事業所となっていたことは確認できない。

また、「D社」の名称で当該期間に厚生年金保険の適用事業所となっているC地区が所在する県内の3事業所について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を調査したが、申立人の氏名は見当たらない上、申立人が所持していた身分証明書に記載のある事業主の氏名も見当たらない。

さらに、申立人は、当該事業所の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡が取れないことから申立人の勤務実態等を確認することはできない。

そのほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 2 月 9 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 9 日から同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 9 月 3 日まで

私が船に乗っていた当時は、船員の給与はA組合との労働協約の締結により「本給」のほかに各種手当が支給され、標準報酬月額は、本給の3倍程度が見込まれるはずである。

ねんきん定期便に記載されていた私の標準報酬月額は、船員手帳に記載されている「給料」の金額を3倍にした額と比較するとあまりにも低いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の船員保険被保険者名簿において、昭和36年8月から38年9月までに資格取得した被保険者のうち、その職務が「甲板員」となっている者が6名確認できるところ、その標準報酬月額は、1万4,000円から2万円の間となっており、申立人の申立期間①における標準報酬月額とほぼ一致している。

また、上記名簿から12名に照会したところ、そのうち2名はそれぞれ申立人が乗船していた「C丸」あるいは「D丸」に「甲板員」として乗船していたとしており、その2名の当該船舶所有者に係る標準報酬月額は、船員手帳に記載されている給料の金額の1.6倍程度となっていることが確認できる。

さらに、上記同僚のうち1名が所持していた昭和38年2月の「下船者給与及び航海日当支給明細書」によると、「船員保険料8級」と記載されており、当該同僚の当時の標準報酬月額の等級と一致していることから、当該事業所では、オンライン記録の標準報酬月額に基づく船員保険料を控

除していたと推認できる。

申立期間②について、E社の船員保険被保険者名簿において当該期間当時被保険者であった者3名に照会したところ、そのうち1名は、申立人が乗船していた「F丸」に「次席三航士」又は「三航士」として乗船したとしているが、その者の標準報酬月額は2万6,000円及び2万8,000円となっており、申立人の申立期間②における標準報酬月額とほぼ一致している。

また、上記同僚は、船員手帳に記載されている給料の金額を1万5,000円及び2万1,600円と回答しているが、当該同僚の標準報酬月額は、上記のとおり、2万6,000円及び2万8,000円となっていることが確認できる。

申立期間③について、B社の船員保険被保険者名簿において、申立人と同時期に資格取得した被保険者のうち、その職務が「三航」となっている者が確認できるところ、その者の標準報酬月額は、3万円となっており、申立人の申立期間③における標準報酬月額とほぼ一致している。

また、上記名簿から申立人と同時期に被保険者となっている同僚2名に照会したが、いずれも申立人と同じ船舶に乗ったことは無いとしており、申立期間③当時の事情について確認することができない。

申立期間④について、G社の船員保険被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者となっている者のうち、その職務が「三航」又は「二航」となっている者が合わせて8名確認できるところ、その標準報酬月額は、2万2,000円から4万5,000円の間となっており、申立人の申立期間④における標準報酬月額とほぼ一致している。

また、上記名簿から10名に照会したところ、そのうち1名は申立人が乗船していた「H丸」に「甲板員」として乗船したとしており、船員手帳に記載されている給料の金額を1万9,570円と回答しているが、当該同僚の標準報酬月額は、2万4,000円から3万円となっており、申立人が主張する船員手帳の給料の3倍の標準報酬月額とはなっていない。

さらに、A組合が保管していた「船員労働統計昭和40年9月分」によると、三等航海士の本給の平均は2万2,362円、各種手当を含んだ総支給額の平均は4万438円となっており、その総支給額は、本給の1.8倍程度となっていることが確認できる。

上記の事情を踏まえると、各申立期間の標準報酬月額が、申立人の主張する船員手帳の給料の3倍であったことはうかがえず、ほかに各申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 28 日から同年 12 月 31 日まで

私は、昭和 52 年 3 月に A 社の本社に入社し、同年 7 月頃から同社 B 工場で同年 12 月まで働いた。同工場には機械が導入され、入社したばかりの従業員が多く働いていた記憶があるが、本社から一緒に異動した同僚はいなかった。

また、昭和 52 年 11 月か同年 12 月頃に、本社で働いていた先輩が転勤してきたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業所別被保険者名簿において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者となっている者 6 名に照会したところ、2 名から、「申立人と一緒に B 工場で働いた。」との回答があったが、申立人の勤務期間を特定できる証言は得られない上、申立人が述べた年齢が 10 歳から 15 歳上で別の会社から移ってきたとする工場長に該当する被保険者は同名簿に見当たらない。

また、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所に係る離職年月日は、昭和 52 年 7 月 7 日とされており、申立期間における被保険者記録は見当たらない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、当該事業所が提出した厚生年金保険の資格喪失届の社会保険事務所（当時）の受付年月日は、昭和 52 年 8 月 15 日となっており、当該記録に不自然さはみられない。

加えて、当該事業所に照会したところ、昭和 61 年以前の社員の資料は一切残っていないとしており、このほか、申立人の申立期間における厚生

年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 40 年 2 月まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 39 年 1 月から 40 年 2 月まで未加入期間になっていた。
私は、当時、A社に勤務し、勤務期間中は毎月給料から社会保険料を差し引かれていた。
同僚は申立期間を加入期間として認められているが、私は未加入とされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚3名が、「A社」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者とされていることが確認できる上、同被保険者名簿から申立期間に勤務していたと考えられる7名のうち、照会に対する回答があった5名中3名の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、回答があった5名のうち1名は、「申立人は、会社が閉鎖になるまで勤務していた。」と証言しているものの、当該事業所は昭和39年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同年8月1日から40年2月までの期間は適用事業所とはされていない上、当該事業所の上記被保険者名簿においても、38年3月1日以降に新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は見当たらない。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち住所が判明した2名に照会したが、回答が得られず、申立人の申立期間の勤務実態を確認することができない。

さらに、当時の事業主も特定することができないため、申立人の勤務状況等について、証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月から36年4月まで
② 平成元年4月から2年3月まで

私は、季節労働者として働いていた期間は厚生年金保険には加入していないと思っていたが、基礎年金番号の統合などの際に、季節労働者として働いていた期間の一部が厚生年金保険の加入期間であったことが判明した。

申立期間①はA社で、申立期間②はB社でそれぞれ季節労働者として働いていたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた事業主と上司の氏名が、「A社」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できたが、同被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

また、上記被保険者名簿において、申立期間①当時被保険者であった者に照会したところ、16名から回答があったが、全員が申立人を「知らない。」又は「覚えていない。」としており、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、当該事業所は、「申立人が社員として在籍した記録は無く、社員以外は厚生年金保険及び雇用保険には加入させていない。」と回答している。

申立期間②について、B社のオンライン記録から、当該期間当時、被保険者であった4名に照会したところ、回答があった1名は申立人を「知らない。」としており、申立人の当該期間における勤務実態を確認すること

ができない。

また、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所での加入記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②当時、当該事業所に勤務していた同僚の名前を覚えていないため、当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 5 日から 36 年 9 月 6 日まで
昭和 36 年 9 月に結婚のため A 社を退職した際に、退職金は受け取ったが、脱退手当金の説明は受けた記憶が無い。また、退職後に脱退手当金やその支払通知を受け取った記憶も無い。

脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 36 年 9 月 6 日）から約 2 か月後の昭和 36 年 11 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人を含む 75 人の被保険者について調査したところ、申立人以外に脱退手当金の受給要件を満たしている女性従業員は 5 人であるが、その 5 人全員に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 3 人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、事業主による代理請求がなされていたことが推認され、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。